

消防機関を名乗る不審電話及び消火器等の不適正取引事案一覧(2019年1月～12月)

No.	発生年月日	事案内容(概略)	消防本部名
1	H31.1.24	消防職員を名乗る男が、「消防職員ですが消火器はありますか。」と訪問し、玄関に置いていた消火器を確認後、「ガス警報器はありますか。」と再度問いかけ、家人が台所へ案内する途中に、「ペンを落としたので、先に台所に行ってください。」と申し出て、家人と離れ、しばらくして、台所で家人と合流し、ガス警報器を確認後、「確認しました。」と告げ帰って行った。 夜になって、玄関横の居間に置いているカバンに入れていた財布がないことに気づき、警察署と消防署に通報してきたもの。	下関市消防局
2	H31.4.19	消防庁の松永と名乗る者から「あなたは一人暮らしですか。」との電話があり、「いいえ、違います。」と答え、怪しい電話と思い電話を切ったが、消防署がこのような電話をするのか不審に思い、消防署に電話連絡してきたもの	宇部・山陽小野田消防局
3	R1.5.10	個人宅に60代の男性が「古い消火器の交換に来ました。」と訪問してきたので、平成5年に購入した消火器1本を引渡したところ、「17000円です。」と言われ、料金を支払ったが領収書を貰えないことを不審に思い、消防署へ直接相談に来られたもの。 消防からは、消火器の訪問販売は悪質な方法で売られることが多いことを伝えるとともに、今後、同様のことがあっても対応しないように伝えた。	山口市消防本部
4	R1.5.27	役所職員と名乗る男性が「消火器を交換しに来ました。古い消火器はありますか。」と訪問してきたので、古い消火器1本を引き渡し、新しい消火器を1本16,000円で購入した。購入後、不審に思い消防署に通報したもの。 これに対し、官公庁職員及び消防職員・団員は消火器の訪問販売を行うことはない伝え、今後、同様の事案が発生した場合、すぐには購入せず、消防署へ相談するように注意を呼びかけた。	光地区消防組合消防本部
5	R1.7.26	市内居住の女性宅に消防の下請け業者と名乗る者が訪れ、「法律の改正があったので消火器の交換に来た。交換には18,000円かかる。」と言われたため、不審に思い消防に確認すると伝えると、怒って帰ったと連絡してきたもの。 消防が業者に依頼して消火器の設置や交換をすることはないと伝えると、「周りの人が被害にあわれるかもしれないので、自治会長と警察にも相談します。」と回答、適切な情報共有を行うよう助言した。	岩国地区消防組合消防本部